

保護者様

学校名 日野市立日野第四中学校
校長 小島 幸子

学校感染症について

- ・ この用紙は、日野市の「登校停止解除証明」用紙が適用されない学校感染症にお子さんが罹患した場合に使用するものです。この用紙を提出していただくと、出席停止となります。
- ・ 保護者の方が記入し、お子さんの病状が回復して登校するときに担任へ提出してください。

* このたび、以下の学校感染症と医療機関で診断されましたので報告します。

1. 当てはまる病名に○をつけてください

病名		出席停止期間
インフルエンザ（ 型）		発症後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症		発症後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで
溶連菌感染症 ヘルパンギーナ 感染性胃腸炎	手足口病 伝染性紅斑 マイコプラズマ感染症 その他（ ）	医師により指示のあった期間

2. 罹患時の症状 …… ○をつけてください

・発熱（ 度） ・吐き気・嘔吐 ・関節痛・筋肉痛
・頭痛 ・下痢 ・咳・咽頭痛
・発疹 ・その他（ ）

3. 受診した医療機関名

4. 発症 目

年 月 日 発症

5. 医師により登校が許可された日

年 月 日より登校可

年	組	児童生徒名
		保護者名

※病院の証明はいりません。保護者の方の自筆で上記の証明をお願いします。

インフルエンザの出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで。」

※発症とは、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日です。医療機関を受診した日ではありません。医療機関を受診する際に、医師に発症日を確認してください。

※最短でも5日間は出席停止です。解熱した日によって期間が延長されます。下の表にて、登校可能な日をご確認ください。

発症 〇日目 月/日	〇日目 /	1日目 /	2日目 /	3日目 /	4日目 /	5日目 /	6日目 /	7日目 /
例1	発症当日に解熱	発熱・ <u>解熱</u>	解熱後1日	解熱後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	<u>登校可</u>
出席停止								
例2	発症1日目に解熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日	発症後5日	<u>登校可</u>
出席停止								
例3	発症2日目に解熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後1日	解熱後2日	発症後5日	<u>登校可</u>	
出席停止								
例4	発症3日目に解熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後1日	解熱後2日	<u>登校可</u>		
出席停止								
例5	発症4日目に解熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後1日	解熱後2日	<u>登校可</u>		
出席停止								
例6	発症5日目に解熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後1日	解熱後2日	<u>登校可</u>		
出席停止								

学校保健安全法施行規則第19条第2号イの規定に基づき作成

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。」

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

発症 〇日目 月/日	〇日目 /	1日目 /	2日目 /	3日目 /	4日目 /	5日目 /	6日目 /	7日目 /
例1	無症状	<u>検体採取日</u>	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	<u>登校可</u>
出席停止								
例2	発症1日目に軽快	有症状	<u>軽快</u>	軽快後1日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	<u>登校可</u>
出席停止								
例3	発症2日目に軽快	有症状	<u>軽快</u>	軽快後1日	発症後4日	発症後5日	<u>登校可</u>	
出席停止								
例4	発症3日目に軽快	有症状	<u>軽快</u>	軽快後1日	発症後5日	<u>登校可</u>		
出席停止								
例5	発症4日目に軽快	有症状	<u>軽快</u>	軽快後1日	<u>登校可</u>			
出席停止								
例6	発症5日目に軽快	有症状	<u>軽快</u>	軽快後1日	<u>登校可</u>			
出席停止								
例7	発症6日目に軽快	有症状	<u>軽快</u>	軽快後1日	<u>登校可</u>			
出席停止								

令和5年4月28日付文科省通知「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」に基づき作成